

日本書紀傳

二十卷下

和書  
一〇五二二號

内閣文庫	
番號	和 10522
冊數	156 (70)
函號	85 1

一〇五二二



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



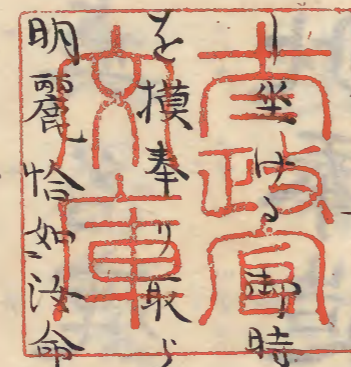
教

今都須之六共  
取以て横寫  
を此に



△故下文は用此奉造  
之神と有る神字とて  
美加多訓も真の  
其像之鏡を以て  
大神と齋定の奉れ  
る事灼然と著す

い依り可なり



ける其ハ神已天石窟隱り御在  
の事ありけれハ其顯御身の御形ふど  
を横奉り取る可きは非ず彼益汝命而貴神坐とも  
明麗恰如汝命とも申せるハ其光華の明彩一と御有

狀は比へ申せるを以思ふ此時の御鏡ハ一も實よ  
日神の御象と為て表ハ一造奉り此は對して招禱奉  
り一々其隱り給へる日神の御靈終よ此は依來  
坐て其祈禱の感けさせ御在坐ける趣も一有けれ  
バ決めて圖を阿良波須と訓ひあは勝りたる可き事  
ありける斯る所以を以ての事ありけりし古書ハ  
多く其御靈実る事を云ず直り此御鏡

の書紀傳二十

〇四十四

内一六八三號

今名義抄ハ八圖字と  
志流須とも波知流と  
も波知理事とも阿  
良波流とも訓り

を指て天照大神と申奉る。招禱ハ袁岐と訓びあり  
ハ甚其謂有る事なりけり。○  
此事ハ傳十九百五十ニ註せり  
カレ スナハチ ラ イレコリドメノモコト ナレテ タク ミト トリ アメノ  
故即以石凝姥爲治工採天  
カゲ ヤマ ノ カネヲ テ ツクラメタキヒ ボコラノ コーニ ウツハギニ ハギ  
香山之金以作日矛又全剥  
マ ナ カ ノ カハラ テ ツクリ アメノ ハ フキニ モテ  
真名鹿之皮以作天羽翰用  
コレヲ マツレ ツクリ ル ミカタ ハ スナハチ キ ノ クニハ マシ  
此奉造之神是即紀伊國所

マ ス ヒノ クエノ カニニ マヤノ  
坐日前神也石凝姥此云伊  
シ コ リ ド メ ト  
之居梨度咩全剥此云宇都  
ハ ゴ ト  
播伎  
上件ハ高皇産靈神皇産靈ニ神ノ命令以て八而萬神  
を天高市ノ神集へて集へさせ給ひ諸神等々令向給  
へる中ノ思兼神ノ思慮ノ智以て思得させ給ひて日  
神ノ御象と圖ハし造りて招禱奉る可き由を謀り申

△古語拾遺より上は  
思兼神深恩遠謀  
曰五云々令石凝姥神  
取天香山銅以鑄之  
像之鏡有りて承て  
下は於後思兼神  
談令石凝姥神鑄  
日像之鏡云々有り  
が如く

へるあり此公其思兼神の謀は後ハせ給ひて鏡作神  
 之御命仰せて日矛と日像之鏡を造りしめ給へる  
 所あるが此より網目有て且と見てハ思ひ紛ふ可き  
 事有り乞<sup>イデ</sup>壓<sup>ヂ</sup>カク先辨へ置べきあり其ハ故乃以石凝  
 姥為治工採天香山之金以作日矛と有ハ其石凝姥命  
 より矛と鏡とを作ししむ可き支度<sup>コ、ロ、シラキ</sup>用意の事を宣ひ  
 着<sup>ツ</sup>所ありて網の文あり又全剃真名鹿之皮以作天  
 羽翰用此奉造之神是即紀伊国所坐日前神也と有ハ  
 其<sup>命の任</sup>石凝姥命の日像之鏡と矛とを仕奉る所あり  
 て目の文あり然る上は日矛を擧て鏡と云ず次は

ハ日像之鏡の事を日<sup>前</sup>神と擧て矛の事を云ざるハ凡  
 ての事共の灼然りけり古文の状みて中々味有  
 る事ハ多し有ける然るハ上は圖造彼神之象と云て  
 此は作<sup>シメシキ</sup>日矛と有ハ事の齟齬へるが如くあれども日  
 矛ハ其日像之鏡を懸く可き料ある事知れ又次は  
 右の如く作日矛と云て下は是即紀伊国所坐日前神  
 也と有ハ日像之鏡の御事あるが其ハ日矛は懸たり  
 一物あるが故は矛と鏡と互ひは相離れざるを以て  
 各其片方を云て其餘を聞せたる者ありて實は簡易  
 なる古文の妙ハ此所に在る事ハ多し有ける  
 然るを  
 鈴屋大



一聯の文あり石凝姥命と天津麻羅命とハ相工と  
 て却在一坐を天津麻羅命と申すハ天目一箇命の  
 亦名あり然るに拾遺ハ仍令石凝姥神天糠戸命之  
子鏡作遠祖  
 也取天香山銅以鑄日像之鏡と見え令天目一箇神作  
 雜刀斧及鐵鐸古語佐  
那伎と有て別々も奉たれども古事  
 記ハ天津麻羅命を鍛入と有り此ハ以石凝姥為  
 治工と有て共ニ鍛治の稱有ら中ニ日像之鏡ハ一也  
 本より石凝姥神の造給へる事等一けれハ更ニ論ハ  
 無きを共天目一箇神の作れ一物の中ニ雜刀と有  
此時下枝取繫給ひし  
 御劔も御在一坐ける事傳十九二百六  
十七

如く斧ハ拾遺ニ伐大峽小峽之材而造瑞殿と有る其  
 料あり鐵鐸ハ此の正書の茅纏之稱を拾遺ニ著鐸之  
 矛と有れば其稍末ニ著る料あり事其傳十九百  
十  
 下ニ云ふが如し然るに此矛柄の事ハ同書ニ令手置  
 帆負彦狹知二神云々兼作御笠及矛盾と見えたるに  
 其鋒端ホコサキの事の見えざるハ右の茅纏之稱即日矛あり  
 りて此ハ以石凝姥為治工採天香山之金作日矛と有  
 る思あて能申や。あり然るに私記ニ作ヤ矛之形既圖日像故加云  
 日矛と有ハ唯の才ハ日矛と云。ヤ矛あるを日像之鏡を圖ハ一著  
 る故ハ日之言を加へて日矛と云と聞えたるに下ニ

日神亦有所持其矛と云て茅經之削禰と別物と見え  
るハ誤あり又窺舊事本紀採天金山之銅今鑄日神此  
鏡取不合意則紀伊國所坐日前神是也云々如記文者  
日矛已鏡也就之案事情日之鋒付鏡圖日像之故稱日  
矛歟今鑄造日矛之字鑄日鏡造日之儀物有二之條暗  
可知歟と有る舊事紀ハ右に予が説る如き深義有る  
事を知ず漫りて取採ひて文を成せし物あり故に文  
脈上下相應と云ふと右の如く助け云ふハ強説あり  
日之鋒付鏡圖日像之故稱日矛歟と云ふハ實に謂れ  
たる言ありけり  
又釋引天書石凝姥者天之神  
也天孫戸之子也云々自作明鏡日矛

以奉太神と云ふ明鏡ハ右の日像之鏡の事あり此  
も鏡と矛との二種ありあり釋紀の文右に云々如く  
甚ハ紛ふ方無く分るハ前宮現ハ前大神國懸大神と並  
大人の紀伊國の日前宮現ハ前大神國懸大神と並  
坐て國懸大神ハ此日矛坐す由あり此時日矛と  
日象の御鏡と二造奉れし事ハ違ひ有らば此時日矛と  
るを二造奉れし事の由を云ふ又奉造之神と云ふ  
日神の御象あり由をも云ふ又奉造之神と云ふ  
に聞え難きあり此ハ古傳書の趣ハ能聞えたる事  
て有けむを撰者の例の漢文を改めて如此聞え難く  
成れしを釋紀に引くと云れたるも共破りて其説  
を云く釋紀に引くと云れたるも共破りて其説  
事見えたり其誤来ハ甚久シ事ハ論はる  
縱然バれ共其誤来ハ甚久シ事ハ論はる  
遺ハ如此正し微の有る上ハ私記の頃誤ハ正史  
す可事ハ非ず云々と云れたれども其書ハ正史  
遺れるを拾へる書と云れたれども其書ハ正史  
の事の傳ハれり異義無らむハ書ハ漏りたる  
と云物魚一とハ如何ハ定む可らむ其ハ甚ハ強説

系圖纂<sub>二</sub>收存<sub>一</sub>紀國造家譜<sub>二</sub>天照太神愷素  
其鳴尊之甚無狀乃入于天石窟<sub>一</sub>著天磐戶而幽居焉  
故六合之內常闇而不知晝夜相殊於是八千萬神計計  
其可禱之方時思兼神深謀遠慮而白曰宜圖造彼神之  
象而奉招禱也故即以石凝姥命為治工全剝真名鹿之  
皮作天羽翰採天香山之金作日矛則號國懸大神又造  
日像鏡即日前大神也天照太神出天石窟之後天神勅  
于天道根命神皇產靈尊子曰今石凝姥命所鑄之日像鏡日矛  
為天照太神之前靈也今託汝命而專令齊祭皇孫天津  
彥火瓊杵尊為豐葦原中國之主君天降之時天照

太神授日像鏡日矛而此二種神寶為吾之前靈威既高  
矣德亦大矣而不異于嚮之三種神宝此亦別作殿起床  
奉安置而可為齋鏡於皇孫受慇懃之神勅以日像鏡  
日矛命天道根命祝祭之略下有日像鏡日矛相共  
石凝姥命之仕奉<sub>レ</sub>れ一事著<sub>レ</sub>猶紀國神社錄<sub>二</sub>社家  
傳記曰日前國懸兩大神者天照太神之前御靈而神明  
之長上也中略神代紀一書文八十萬神以石凝姥命為治工而採  
天香山金以磐窟戶之前而所奉圖造之日像之鏡日矛  
是也社家者鏡與日矛二物之說異神書天津彥火瓊杵尊為葦原中  
國之主天降之時天神授三種神宝及種<sub>レ</sub>神宝時同授



此二種之神寶也故皇孫與三種之神宝共持此二種之神宝而降於日向襲之高千穗峯與同床共殿為齋鏡以爲齋矛是也略下有右の系譜の趣と同一事あり又其紀國造家記は天安河の河上の天堅石を取て銀人天津麻羅命を召て四矛を作し一の天香山の銅を取て石凝姥命を仰せて八咫鏡を作し一の天鈿女命ハ天日影を手次を繫け天眞折を繫髪し一の矛を取持て天岩窟戸を覆構踏轟ろし神懸り為て八万神共よ咲へり云々と云ハ紀記を取合せたる説ありが四矛を天津麻羅命の作れりと云ハ私に改たる者よ

よして此一書の傳ハ背ける物より四矛を天鈿女命の執持せる由あるハ此正書の茅纏之稱其に當りて芭愛たりとも何とも云へば更あり又小泉保敬が勤物の中ハ社家説より前宮鏡相殿左石凝姥命右思兼命國懸宮天鈿女命右玉屋命名草即秋月村西祝祭之と書し同宮七瀬大袂又堰水祭兩度神幸の事を右兩の神幸の前宮御靈代柳枝懸鏡附木綿國懸宮御靈代梓也と有る此ハ今現在も行ハる神事あるを其神幸の御時は振奉るハ御正体ハ却在し坐ざれども其御靈代即御鏡御梓の二種は渡り給へりも全く右の内像之鏡又

四矛の二種の御在坐依れ者ふあじ有け猶  
 下ふ四矛の條は其矛は鏡を著て此に依て四矛と  
 云由を説べりあり 右の家譜ハ大凡ハ此一書ハ本據  
 作の物あり故に後ハ其家の私  
 説とや書加へたる者ありとむと思ひて先ハ屑と  
 して為さざりし事あるを右云ふ事共合ハ然物  
 して中ハ愛を傳ありけり然れども御紀出来  
 後ハ萬ハ其文法を借用する事常ありハ其を以て難  
 心可きハ非又右の神社録ハ載たる家記も其同  
 物あり可し其中ハ中略神代紀一書文と云ひ社家者  
 鏡與四矛ニ物之説異神書と云ハ録者ハ説あり備  
 又右引の秋紀ハ矛之鋒付鏡と云ハ前神の御  
 懸たりありて後ハ作れ伊勢の御ハ彼真坂  
 樹取懸たりあり思ひ混ぶ可らず備予ハ鏡と  
 掛例ハ外ハ當るがれども景行天皇四十一年御紀  
 爰日本武尊則云ハ大鏡懸於王船後海路迴於葦浦  
 云ハ有唯ハ船ハ鏡懸と給へるふと給へる所思ひ有る  
 はず必矛鋒懸させ給へるふと給へる所思ひ有る

△天孫降臨章第一  
 一書ハ鏡作上祖石  
 凝媿命と命字有  
 り

○石凝媿此ハ伊斯之居梨度咩ハ古事記ハ伊斯許  
 理度賣命と作り右引の紀國造系譜ハ即以石凝媿  
 命為治工と云ふ此文ハ據れふれば此ハ命字  
 ハ有つらむを例の脱せふありけり故其意を得て字  
 ハ其任りして訓ハ(字)命の言を訓添つ古語拾遺ハ  
 今石凝媿神 天糠戸命之子  
 鏡作遠祖也 取天香山銅以鑄日像之  
 鏡と見えなれば其天糠戸命の御子ふあじ御在坐  
 け此ハ據て訂す此第二一書ハ乃使鏡作部遠祖  
 天糠戸若造鏡と有此ハ其石凝媿命の名と脱せ  
 るあり又第三一書ハ上枝懸以鏡作遠祖天糠戸兒

己凝戸邊所作八咫鏡とも有り然れども己字ハ通證  
 今按己與石字畫相近故誤之歎と云ハ已く口訣  
 己凝戸邊石凝地也と云ハ本著の説あるが信よ  
 謂れたる言ありけり記傳より己ハ石字の誤ありと  
 云ハ古史第四十六段微よ引れたるハ天授戸見石  
 凝戸邊と有ハ然る誤無き善本の有けるよころ  
 何如  
 凝戸邊と有ハ然る誤無き善本の有けるよころ  
 何如  
 疑と云ハ其鏡を鍛一固むる謂ありければ彼  
 破取盧島の自凝ありと本  
 あり同じくくざる者あり 名義石凝ハ伊之斯許理ふ  
 る可し其石ハ古事記ハ取天安河之河上之天堅石取  
 天香山之鐵而求鍛人天津麻羅而科伊斯許理度賣命

△古も鑄と云事ハ  
 有れども其ハ鍛と事  
 と云

令作鏡と所見たる其天金山之鐵ハ四矛又鏡を造る  
 料あり天堅石ハ記傳ハ二十今此石を取ハ和名抄  
 鍛治具ハ鐵礎加奈之伎と有り今金床と云物あり此  
 料あり可しと云れたるが如くこゝにて此時の鏡ハハも真鐵  
 を以て鍛ひ作れる物よして後世の鏡の如く鑄物ハ  
 非よ故鍛人天津麻羅命の雜刀及斧鐵鐸を作給へ  
 ると共に相槌と成て石凝地命ハ日矛と日像之鏡と  
 も造給へられバ其石を以てころ御名よハ頁せよ  
 せ給へりけり其ハ外宮嘉録三年山口祭記よ為  
 作所汝汰以黒木宮館之南造立三間假屋忌鍛治内人

△ハ鏡ハ銅を以て鑄物  
と成れハ本より鐵  
と成れハ本より鐵  
と成れハ本より鐵  
と成れハ本より鐵

友光清光相作權内人清光同有光帶鍛冶有光參向廳  
館蒙命相向作先給酒肴次以官進鐵五而延久鍛冶  
居兩方奉作山口木本兩祭之物と有ハ太神宮式山口  
祭條ハ鐵人像鏡鉾各四十枚以上三物度會宮  
減半以下祭准此長刀子  
廿枚手谷鋒一柄鎌一張と有ハ人像鏡鉾刀子鉾鎌亦  
どの鐵器を造奉事あるが其下ハ柳鐵者自司中下  
知安乃即奉送略中鐵敷石司中下知篠島奉送例也略中雖  
有下知遲到之間石二相尋用之而相作略下と見えたる  
此を以て鐵鏡を造るハ刀劔を鍛ふが如く敷石を  
質アラよして練鍛ひたりし事を知べきあり今刀劔と鍛  
ふよと鐵礎

△ハて國土を國の邊  
給へる義

ハ同じ鐵を鍛ひ重収たるを用おれども備前國長船  
と云所は住鍛冶ハ古より傳へて猶敷石を用ふ  
事ありと云り此ハ別の事ありとも推略天皇十三年  
御紀ハ木工猪名部真根以石為質揮斧斷村終日斷之  
不誤因傷及天皇遊請其所而怪問曰恆不誤中石耶云  
と見えたるハ石を質と為し事ありて其ハ此の鐵敷  
石の類の凝を斯許理と云ハ重凝の約義あり傳五十二  
事あり  
五子註ハ惶根尊の惶根ハ堅重凝根カクシあり又古事記ハ  
伊弉那伎命の黃泉國の事を繁國と宣へるハ此國土  
の根底ハ重凝シチヨウたる域の謂あり又万葉七二十ハ西市  
尔但獨出而眼不並買師絹之商商自許里鴨と有り佗の  
事ハ眼を觸サりて絹を買ふ事よの思を凝シチヨウつる  
故ハ商ハ重凝と云あり十二十四ハ我背子之将来跡語

傳王<sup>手</sup>は云々如く  
伊香我色権命ハ鑄  
鏡石凝男と云事  
て鑄たる鐵と石  
上にて凝一固めて鏡  
を作す謂ありとも  
合せ考ふ可し

之夜者過去思咲八更に思許理来自八面と有る記傳  
の此神の解<sup>引</sup>此思許理を唯<sup>キ</sup>重の義と為されたる  
と重凝みて克合へり又腫と斯許理乳腫と乳能斯  
許理と云るも肉凝<sup>シコウ</sup>みてり氣凝<sup>シコウ</sup>みてり聞ゆれども重  
凝の義を離れどもあり故石凝とハ天堅石を鐵礎<sup>カネシキ</sup>と  
成したる其上<sup>テ</sup>鐵を鍛ひ凝一固めて四矛又四像  
之鏡を造奉り一御功は同れの名もあむ有ける神  
名式は河内国河内郡石切劔箭命神社二座と見え  
るハ石凝<sup>此</sup>姥命と天津麻羅命とも相並べて祀祭れる  
ハ非<sup>ト</sup>右より引る古事記の文は此兩神相作と成て

仕奉りれ一状灼ければあり上章の田心姫命と田霧  
姫命と申す例も有れば石凝と石切<sup>イシキリ</sup>と云む事理も合  
つり又其劔箭ハ多知能夜と訓て劔を作<sup>ス</sup>祖神あり  
由りて彼玉祖命と玉屋命と申す例あるをり合せ思  
ふ可くころ然<sup>ス</sup>も記傳八卷は古語拾遺は初度所<sup>ニ</sup>鑄  
状美麗是伊勢太神也と有り斯れハ初後二面<sup>ノ</sup>劔鏡  
有り此拾遺の説は就<sup>テ</sup>此神の名を思ふは鑄重の義  
ありむ<sup>ハ</sup>凡て事の重なるを志伎留と云ふ重播種子  
重浪ふ<sup>ハ</sup>どの類は頻字を書き此意あり重を斯許  
理と云<sup>ハ</sup>例ハ万葉十二思咲ハ更<sup>ニ</sup>思許理来目  
八面と詠り重将来哉ありと云れたり其脚鏡の御事  
ハ初後共<sup>ニ</sup>合せて三面ありと云れたり其脚鏡の御事  
れども鏡を鑄と云ハ銅を以て作<sup>ル</sup>中古以來の事  
ころ有<sup>ル</sup>けれ己<sup>ハ</sup>古事記は取<sup>ル</sup>天堅石と云ひ取<sup>ル</sup>天山  
之鐵と云ハ其鑄物ハ非<sup>ズ</sup>鍛人天津麻羅命と共

相鍛ひ作りれ一較略を懇到に云續けたるはれ  
鑄とハ云べりさるあり然れども取香山銅と云  
れハ其銅鏡を鑄たる心ありめども其當時の状を  
以て然記せざる可けれハ抱り泥む可きハ非  
り姥ハ借字あり然るを纂疏ハ石凝姥女神女老称也  
と有と始として諸家悉く其意と為るハ此ハ姥字  
と書れたれども其借字ある事を得曉るざら故  
り天孫降臨章第一一書ハ鏡作上祖石凝姥命と見え  
たるを鏡作の家ハ猿女君ふとの如く女子以て其職  
を相続する事も聞えざれば此ハ決めて男神あり  
けむ事其子孫相承るを以知べし且戸邊と例を試  
よ四神出生章第六一書ハ級長戸邊命と申す御在し

坐す此ハ級長津彦命の對あり神武天皇御紀ハ名草  
戸畔戸畔此又丹敷戸畔あし見え崇神天皇元年御紀  
ハ紀伊国荒河戸畔有り古事記伊弉河宮段ハ葎幡戸  
辨又春日之國勝戸賣之女名汝本之大園見戸賣ふと  
見えたるハ何れも戸賣戸邊と云ハ神名人名ハ其津  
彦津姫と云ガ如く地名居所のより受續けて云稱あり右  
の級長戸邊命ハ級長ハ空氣の通ふ處と云れハ同じ  
く居所の名あり然るハ此神の石凝ハ石重凝イシコウよけ  
鑄重イシナリよても地名ハ非ズ行事の稱ありハ其より姥イメと  
續けたりとして女神と云證ハ立ざる事あり故別意

有るひつと深く考ふと和名扱の專日本紀云專領二字詭太字女今按專訓良毛波專一之義也太字女者毛波良之古語也今呼老女為太字女故次於負耳と有る此より聞えたり專字太字女と訓るハ却紀も多久米と云々其音便ふガ其多久米ハ正書ハ巧作俳優と有る巧ハ等ハく事ハ境能あるを云言よて即專の義あり然れば石凝姥と申して石凝巧の義ある事此ハ以石凝姥為治工と有る思合せて曉る可き者ありハ然れども如此して著事却紀もあど然る借字ハ書れたるひつと云言本ハ石重凝巧イニ、コリ、カクミあれども已

よ切りて伊之居梨度咩と申す御名あるり度咩ハ姥字を譯されたるよて撰者の心ハ女神ありと思ハれたるあめれど當るぬ事あり右の和名扱ハ今呼老古ハ老女と然云ざりし事知る土佐日記ハ淡路の太字女源氏東屋卷ハ伊賀の太字女あど見えたる是あり何を以て專の稱を用ひたるがあど老婆ハ海物事ハ肝煎て人ガ無事状ハ振舞ひ物為るを以て境女の義をも兼て云習ひつるあ可し又右ハ故負耳と云ハ其先ハ負俗作カ自古語老母為負和名度之と有る其文ハ次ハ舉るあり記傳ハ和名扱ハ今呼老母為太字女と有ハ此斗賣の轉ハ非ハ此と云水たハ本末違ハ可く又通證ハ今按姥此ハ度咩所謂刀自賣之略也と地云れども此神の度咩ハ右ハ云々如く別意あり又地名ハ屬下云ハ某津賣と云ガ如くふれハ叶ハ又字書ハ姥同ハ師也と云て名義扱ハ姥と於婆又於宇奈又波ハ保波と見え姥と又娘とも書て女師也と云ハ傳

を賣能登ふと有れども此神  
の姥より更によ由無き事あり  
香山命同神と定められたるハ信  
に然る言ありけり  
其ハ傳十七九十九十九二百八已十二引丁太神宮諸雜  
事記雜例集引引神宮古記弘二年乙巳十一月十五  
日内裏焼亡而去天徳四年以來度  
内裏焼亡之間不  
被燒給留佐内侍所神鏡今度焼亡  
尔燒損給内茲件神鏡  
可被奉鑄替由且被行陣定且可  
被卜筮吉凶於神祇官  
陰陽寮之由公卿會議之同各勘奏云  
件神鏡者是非人間之  
所為天地開闢神之神於高天原  
天鏡作遠祖天香山命乃  
八百万皇神等達共仁以銅天鑄造  
之神鏡也或云天香山命共

鑄作鏡也者 件鏡元三面也廣皆方尺而已一面坐伊勢國須  
一面坐紀伊國須一面坐内侍所須此件鏡也子細具見于日本紀  
と見えたる中よ以銅天鑄造と云ハ事實違ひ又一  
面坐内侍所須と云ハ傳十九二百八丁九よ云るが如く  
其一ハ真經津鏡御在し坐と云誤りたるよハ有れ  
と云紀記拾遺等石凝姥神と有る事と其亦名の天  
香山命て傳へたる甚珍奇しし賜物よふい有け  
ると古史茅四十六段徴と神代紀と鏡作遠祖天按戸  
兒已天按戸邊と有り石凝姥命天香山命同神あり上ハ  
按戸神天火明命同神あり事論無しと云これ云有るハ信よ



傳三卷下委し

神名大和國下郡  
鏡作伊多神社鏡作麻  
氣神社有と頭住伊  
多神社を石凝姥命と  
有、鑄立の義を以て祀  
れりと聞え麻氣神社  
を天糠戸命と見え  
るハ所住の義と聞ゆ  
れバ天糠戸命ハ此事の  
司一て右の石凝姥神  
を以て鏡作の事と  
令仕奉給へ神のふ  
じ坐け。

動くまじり説あるよて天孫本紀よ天照國照彦天火  
明擲玉饒速日命亦名天火明命亦名天照國照彦天火  
命見天香語山命天降名手栗彦命と有合せて云水  
た説ある此次ハ説微せり如く其事実其子孫の尾張連ハ悉くハ所以相叶へ  
る者あり故其天香山命と申す御名ハ此よ採天香山  
之金以作日矛と見え古事記よ取天金山之鐵而云  
令作鏡と有、其功は依れ、御名あり若て天孫本紀  
よ天香語山命異妹穗屋姫命為妻生一男云々と見え  
たれば正しく男神よあむ渡りせ給ひける斯れば石  
凝姥命と申す姥も老女の謂ハ非の事此よ至りて

愈明りある可き者よあむ有け。故其御名の次弟  
すハ採天香山之金と有、其事は依れハ天香山命と申  
石凝姥命と申すハ為治工云、以作日矛と云事は因  
れ、御名ある者あり然れども鐵を採るハ鏡を作し  
いとての用意あり治工と為て鏡と矛とを作給へる  
ハ已よ其功を成給ふ所ある故ハ其  
石凝姥神と申すハ本名とハ成れり。○為治工ハ多久  
美登斯成と訓り天孫降臨章第二一書よ天目一箇神  
為作金者と有と加那陀久美と訓る對あり然ハ上  
よも引る古事記よ求鍛人天津麻羅而科伊斯許理度  
賣命令作鏡と見えたるハ謂ゆ。相同伴巧者と為て鏡  
鈕矛共よ相携り仕奉りれし者ある事傳十九百五  
丁又二百よ已よ註ふが如し備其天津麻羅命と申す  
六十七丁

八傳十七九十云々の如く天目一箇神の御事より  
て亦名を天脚影命と申すも石凝姥命と相共の八咫  
鏡及御矛を作仕奉りし功に依れり御名あり若て  
又石凝姥命も其天目一箇神の雜刀斧及鐵鐔を作仕  
奉りし事も相共の仕奉りしありけり其の傳  
十九而六十一丁ニ論の云々の如く此時の草薙御劍  
も己に成て彼直賢木の下枝に懸奉りしを其の落  
亡て後の素戔鳴尊の御手より奉給へり故に此傳  
のハ者りて傳りぬるころ有けれ拾遺は雜刀と云  
るハ大小の刀を云稱するもて草薙御劍將必其中の

在の一靈劍ある事申すも更あり然るも其草薙御劍  
ハハ後景行天皇御世より尾張國に鎮り御在し  
坐す御事と定りて右の石凝姥命亦名天香山命の裔  
孫と有る尾張連の持齋に仕奉る事ハ右等の所以の  
因て去離敢ぬ函契あむ御在し坐けりし此を以て天  
矛の像鏡を作奉りしも天目一箇神は預り給  
ひ天目一箇命の草薙御劍を作奉りしも天香山  
命將副加はり給へりしと知べし然れば此石凝姥命も  
其の鍛師の坐を為治工と此より云て天目一箇神と殊  
に作カナダク金者と云るハ其主と仕奉る事ハ係云ふ者あり

て石凝姥命ハ鏡の治工あり天目一箇神ハ唯の鍛治  
 あり此を以て文ニ然る差異を立たる者あり有け  
 る上引の神名式ハ河内国河内郡石切劔箭命神社  
 二座ハ石凝姥命天目一箇神二柱並給へるハ更ふ  
 り傳十五卷二百八十八下引の同式山城国久世郡水  
 主神社十座並大月次新嘗就中同水主坐天照御魂神  
 水主坐山背大國魂命神二座預相嘗祭と有る天照御  
 魂神ハ右の石凝姥命の御父饒速日命ハ度く世給ひ  
 山背大國魂命神ハ天目一箇神の御父天津彦根命ハ  
 御在坐すげふり又姓氏録山城国神別天神ハ山背  
 忌寸天都比古祢命子天麻比止都祢命之後也と見え  
 山城国未定雜姓ハ山代直火明命之後者と有る火明  
 命ハ饒速日命ハ度く世給へるふと此二神の相並べ  
 るも此時の故事ハ依て得去りし所以有る事と  
 ふ心聞治工を多久美と訓る治工字ハ其義を令知む  
 えたる為の當たる者ハして多久美ハ傳十九  
 十三丁巧作能

優の下よ云ふが如く手組めて手伎を盡して物を成  
 一出るの謂ある者あり此ハ石凝姥命と治工と成さ  
 せ給へるが中古以来鏡を造るハ銅ある故ハ職員令  
 ハ典鑄司正一人掌造鑄金銀銅鐵云々事と有る此ハ  
 當る可り又右ハ謂ゆる作金者ハ同令ハ鍛冶司正一  
 人掌造作銅鐵雜器之属云々事と有る當れるを此時  
 ハ未金銀銅を被用ざりしハ鑄物と云ハ無して悉  
 ハ鍛物ありしガバ治工又作金者共ハ右の鍛冶の状  
 ありける事申云も更あり下天香山之金の下所  
 云を見て知べき者あり同令の木工寮を和名扱ふ古

△和名枚工高類銀治  
 四聲字花云銀治  
 金鐵為器也治燒鐵  
 銅鑠也と有れハ字  
 義を以て治工鑄  
 物師の事ハ更ハ  
 當りけり者ハ  
 又

多久美乃豆加佐と訓い又土工司あども所見たれハ  
 其木工土工の准じハ鍛冶と金工とも云いありけ  
 り然りバ此より為金工と云べきハ然りぬハ金工の  
 事ハ古事記ハ鍛人天津麻羅と有れハ其真鐵を練鍛  
 ふんての事ハ其天目一箇命の所掌よりて日矛日像  
 之鏡と形を作事ハ此神の所為ある故ハ為治工と  
 ハ書れたり者ハ多し有けり纂疏ハ治工鑄物師也  
御説より後世の銅鏡の如く思混へ給へりし者  
ありハ記傳ハ治工を加那陀久美と訓れたれども右  
よてハ治工と金工との ○天香山之金と有る金字ハ  
 差別更ハ無きハ似たり  
 真鐵の義を以て書れたる者ある事次ハ作四矛と有

△本草和名ハ鐵和  
 名阿良加加と有ハ  
 昔家五葉集ハ  
 荒金之工之下丹  
 キ又古今集序  
 ハ荒金の地ハ  
 てハ云々を地  
 祭語ハ置ハ  
 金ハてハ交ハ  
 の續けキ又

△此鐵を以て作れる  
 ハ尺鏡の御缺と天火  
 徹と申して火の始  
 めハ云々鐵と石と  
 を相磨りて火を出  
 す事ハ必然ハ幽  
 契有る事ありけり

る文ハ係合せ見て知るハ事あり古事記ハ天金  
 山之鐵と有る其天香山天香山ハ此より拾遺より天香山  
 と云ハ其山名を以て傳へたるを記傳ハ三丁ハ天  
 金山ハ金を取故の名ありと云れ傳九七十より云  
 るが如く軒遇突齋火産靈神の御殿より成れる由を以て天香  
 山と云ひ又其金山彦金山姫二神ハ此山ハ神留坐を  
 以て天金山と云ふありけり然して鐵字を書れたる  
 ハ和名枚工鐵和名久路加祢黒金也と有るが如し然り  
 此ハ撫名ノ金字を書れたるハ依て記傳ハ鐵ハ  
 黒金あれども唯加尼と訓べし加尼ハ諸金の撫名ハ

れ(い)何れ(は)も且れり此も古言ハ唯加尼と傳  
 と此記ハ鐵と書ハ其品を知らせたるありと云れた  
 るハ其豆一けれども其(は)矛の料よて鏡ハ猶銅ある  
 状ハ云れたるハ取天香山銅と有後世の意ハ泥ま  
 れたる者あり古史徴ハ引れたるハ鐵字を麻賀尼と  
 訓れたるハ信ハ愛た一其ハ古今集大歌所却歌ハ真  
 金翰く吉備の中山帯ハ為る細谷川の音の清けさと  
 有と頭昭密助ハ真金翰くとハ土中ふる黒金の麩金  
 と水よて淘り集めて踏翰と云物よて翰フキトカ錬チすあり真  
 金とハ金コウと云へど鐵麩金と對へて云とこと有此  
見え奥儀抄ハ麻賀尼ハ鐵字ナ

△波礼。  
 △玉葉集ハ伊豫國  
 於樂府歌能因法  
 師五月而解之真  
 金を磨きつ照  
 日不見也増鏡  
 不更木集ハ真  
 金ハ解と云ふ  
 五月而何の若木  
 ハ成れり君予と云  
 と見也

正一ハ鐵を真金と云証ある者あり但真金とハ金  
 と云とハ僻事あり金をハ和名扱ハ古加祢と云コウハ真  
 金と云りし例ハ且こり聞及バぬ事あり又吉備と續  
 くるも鐵を翰ハけハ火其色(色)の黄色く成れ由よ以て云  
 あり此歌催馬樂譚ハ真金吹と標一て未加祢不支  
 比乃名加也万於比ハ世留奈與也良伊之奈也左  
 以之奈也左以之名也於比ハ世留於比ハ世留於比ハ  
 世留保曾太ハ加波乃於止乃佐也計左也良伊之奈也  
 於止乃左也於止乃左也介左也と有り金葉集ハ頭季  
 豐の啼ハ就けてや真金翰く吉備の中山春を知ハ  
 と有ふと真金翰とハ故思ハ崇神天皇六十年却紀  
 玉葉鎮石出雲人祭真種之甘美鏡押羽振甘美却神  
 底寶却室主山河之水泳却魂靜挂甘美却神底室却室

主也妻此と見えたる託言の真種之甘美鏡ハ真鐵之  
甘美鏡と云ふ言の相近ハ鐵と麻賀祿と云ハ全の  
義マタガネよ一て全金と云事マタガネもや其ハ八洲起元章の私記  
よ古説云天神所賜瓊マシメネ矛既探得破取盧島畢即以其矛  
衝立此島為国柱也と有右如く国中之天柱として国  
土と全マタカネり令る物ハ其天瓊マシメネ矛よ一て其直鐵の氣土  
中よ含有て国土の堅柱と成れマタカネバ全金の義無一と  
ハ云べりマシメネさるあり故真金の麗美マシメネと鏡と云事を  
蔭種マシメネの蕃息マシメネり生出る事マシメネ係て諭マシメネ奉りせ給へるふ  
れハ其ふむ鐵鏡マシメネハ最勝れたる證據マシメネハ有ありけ

備上代の鏡ハ一も真鐵を以て造作れ。物あり。由  
ハ右マシメネ引る古事記又此一書マシメネて明マシメネりあり皇太神  
宮延曆儀式帳マシメネよ次取吉月マシメネ為正殿心柱造奉云用物  
注左共柱名号マシメネ 鐵人形四十口鐵鏡四十面鐵鉾四十柄  
忌鉾四柄立前マシメネ一柄忌奈太一柄忌鎌二柄小刀一柄鉈  
一柄已上物造忌鍛冶内人云マシメネと有と始マシメネとして其文  
よハ物マシメネよ依て詳略有と太神宮式マシメネハ凡採管神田鉏  
鑿柄者毎年二月先祭山口及木本然後採之所須鐵人  
像鏡鉾各八十枚と見え又山口神祭鐵人像鏡鉾各四  
十枚已上三物度會宮云操正殿心柱祭鐵人像鏡鉾  
減半以下祭准此

各四十枚長刀子廿枚度會宮減三柄兼二張小刀子一  
枚鉞一枚五色と見え又鎮祭宮地後鎮准鐵人像以下  
小刀子以上同心柱祭云々太神宮所撰宮地鎮料鐵人  
像鏡鉞長刀子各四十枚云々度會宮所撰宮地鎮料鐵  
人像鏡鉞長刀子各十枚云々又造船代祭鐵人像鏡鉞  
各四十枚云々と有て何れも鐵人像鏡鉞長刀子と並  
云々ハ其鏡も同じく鐵あるが故あり後の物あざり  
明應五年内宮臨時假殿遷宮記云御船代祭物鐵鏡四  
十枚鎮地祭物鐵鏡四十枚後鎮祭物鐵鏡四十枚と有  
て右の式文云々合事ハ云々更云々外宮嘉祿三年山

口祭記云十月十四日為作所汝汝以黒木宿館之南造  
三間假屋忌鍛冶内人友光清光相作權内人清光同有  
光帶鍛冶具光参向廳館蒙命相向作先給酒肴次以官  
進鐵五而延云々鍛冶居両方奉作山口木本兩祭ニ物  
略下と見えたりも其鏡の鐵を以て鍛一造れ物ある  
事を知べし又内外宮共ニ儀式帳ニ忌鍛冶内人と云  
る有て鑄物師の祢見えざるも然すがよ上世の風儀  
を改させ給はざる太神の宮ぐらある御事よおひ有  
ける然ればこそ此より作の事と云ひ又鏡の事を用  
一書此奉造之神と云ひ第一一書ニ造鏡と見え第三  
も令作鏡とハ見えたりけれ古語拾遺云何令石環下地

己の事世の銅鏡  
を用ひて成り  
しるバ

神取天香山銅以鑄像之鏡と有る銅と鑄の二字ハ  
決りて誤るゝ已の四神出生章第一一書より真  
澄鏡と云ふ白銅鏡の字を借て書れたるふと神代の  
事より一ハ本より誤るゝ由傳九卷四丁より云ふ  
が如し同一事ふり万葉八卷三十丁より銅鏡清月夜  
尔と有れども殊更ふ事あり此ハ西戎ふりて漢  
代以上の鏡ハ多くハ鐵ふり由あり況て○内矛ハ唯  
我上古の有状ハ格別ふ事ありけりし  
の矛ハ内像之鏡を掛たる由れる名ある可事上  
四丁より粗云るが如し若て此ハ其を令作給ふ命令  
九丁より故ハ内矛のこを云ひ下ハ其を奉造ふ所  
の所ふるが故ハ内矛のこを云ひ下ハ其を奉造ふ所  
ふるを内像之鏡のこを舉て矛を云ふ文を互よりて  
其二有る事を知せたる由り己の辨より云たり  
己より引る紀国造系譜又社家傳記ハ故即以石凝姥

命為治工全初真名鹿之皮作天羽翰採天香山之金作  
内矛則号国懸大神又造内像鏡即内前大神也と見え  
たる是より借拾遺ハ於是後思兼神令石凝姥神鑄内  
像之鏡初度所鑄出不合意是紀伊国次度所鑄其状美  
麗是伊勢と有ハ右より續べり文ありハ凡て此一書ハ  
ハ初度の事の傳ふるよて次度ふる伊勢太神の御の  
事ハ略り載しれざる者ふれば其御事より係て心  
得べし非ず但初度より作奉れり鏡合せて二面あり  
時共副護齋鏡三面子鈴一合也と有る本註より一鏡者  
天照太神之御靈名天懸大神也今伊勢国磯宮崇敬拜  
太神也一鏡者天照太神之前御靈名国懸太神今紀伊  
国名草官祭祀大神也一鏡及子鈴者天皇御食津之神



朝夕之食向夜護日護齋奉大神今卷向穴師社宮所坐  
拜祭大神也と有る如く右の齋鏡三面の中は一ハ伊  
勢の御あり一ハ四前の御あり一ハ外宮の御あり  
初度ハ右の二鏡共ハ出来れるを猶拾遺より傳脱  
せりけむ事下十丁奉又紀国造家記ハ天宇受賣  
命ハ天日影を手纏纏ハ繫け天真折を鬘と一ハ矛を取  
持て天岩窟ハ捕伏せ臨轟ろこ一神懸り為てハ八百  
萬神共ハ咲へり云々と云ハハ日矛を以て此の茅纏  
之稱ハ引當たる説あるが己ハ傳十九三百五十二丁ハ引  
記傳八五丁ハ或説ハ以日御像為日前大神以日矛為  
国懸大神と云り共日矛の御在一坐す国懸大神の相  
殿ハ天鈿女命坐と云り所由有る事ありけり斯れば

日矛と云ひ茅纏之稱と云ひ著鐸之矛と云ハ唯名  
の傳の異あるのしよて實ハ一よて此天鈿女命の持  
る矛ありけり取意と云れたる信ハ然ハ説よて右の如  
く日矛と日像之鏡と相並びて日前国懸兩神宮ハ  
鎮り御在一坐すと釋紀の師説ハ案事情矛之鋒付鏡  
圖日像故稱日矛歟と有る如く其矛鋒ハ日像之鏡と  
着たり一々ハ日矛と云よて其名義甚ハ明らふ  
る者ハあむ有ける但右の三面(9)鏡の中ハ此日矛ハ  
懸持りし鏡ハ右の日前の御ハ御在一坐ける故ハ右  
の如く二所相離れ御在一坐ざり御幽契とハ成れる

る者ありけりし然るを古史第四十五段徴み横井千  
二方人して神代紀あり四象の誤ありと云説よ  
四矛と云る言の例ハ唯新羅国より渡来し天之四矛  
と云ける人の言有れど此も各義ハ海檜檢と作れた  
る義よして拾遺も然書れたる神代紀あり四矛の寫  
誤を甚く憎む別よ心を用以て海檜槍が各義を正し  
作れしよ有べし其ハ弘仁私記より已に四矛の論  
の見ゆれば當時の人の共寫誤とハ知りて種々云が  
煩々と思われ共喧まを止てむふどの心よて物為  
しれしよやと云れたるハ○作を此よハ都久良志牟  
正しをを得ざる僻事あり  
と有ハ思兼神の思慮も後して高皇產靈尊の命令せ  
給へる所あり故私記も案此一書文就思兼神之議即  
以石凝姥為治工採天香山之金作四矛此以上者欲造  
其矛之議也又全削真名鹿之皮作天羽鞆用此奉造之

神云ハ考此以上者正奉造其矛之作法也と有ハ信よ  
此一書を克讀説れたる言あり但此よハ四矛を  
擧げ下よハ四像之鏡を出せしハ互に相略けり言文の常考ふ  
るよ心着ざりけふれども當時の事よしてハ然のこ  
ちむ可きよ非るあり上よ四矛を作る可き由の議を  
示ふが下よ至てハ鏡を造ると云ハ其文互に相  
應つざるよ心を著れば自然よ知る事よあむ有  
ける上よも已に引る横井千秋説より四矛と有る矛字  
ハ象を誤れりある可し文の次第も採天香山之  
金又全削真名鹿之皮以作天羽鞆用此作四象是即紀  
伊国云しと有ハ四けむと云ハ甚漫りある言と云  
べし此の作四矛より以上ハ私記より云れたる欲造  
其矛之議也と有る是あり又全削真名鹿之皮作天

羽翰云々ハ其作法を云ふあり其作法を云ふころハ  
 天羽翰ふとを用らる事と云べりけれ始ハ其事  
 を命令すとの何ぞ然事と云ふと云ハ右ハ此文を  
 唯二續の者として見たる故に却りて文義を取誤つ  
 者あり一借此作字ハ下あり奉造之神の所ハ相應  
 して大ハ味有る事あり然るハ職員令典鑄司ハ掌造  
 鑄金銀銅鐵云々事と有て此等ハ鑄入て鑄事  
 めて此ハ俗に謂ゆる鑄物あり其鍛冶司ハ掌造作銅  
 鐵雜器之属云々事と有て此ハ鍛て物ハ造作事  
 と云て謂ゆる造物の義あり然れば此ハ作字と作れ  
 たるハ更あり此脚鏡と作奉る事とバ第一一書ハ乃  
 使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡と云ハ第三一書ハ上枝

懸以鏡作遠祖天糠戸兒已髮戸邊所作ハ尺鏡と有り  
 又古事記ハ取天安河之河上之天堅石取天金山之鐵  
 而科鍛人天津麻羅而科伊斯許理度賣命令作鏡と見  
 え又鏡作神社又鏡作連あり云々ハ鏡ハ本ハ舞矛あり  
 と共ハ鐵を以て鍛し造作の物あり故ハ云所あり  
 あり此等の例共然數多ふる上ハ古語拾遺ハ取天香  
 山銅以鑄ハ像之鏡と有る銅ハ加尼と訓べく鑄ハ都  
 久流と訓て鐵の義として造作の意と見ら可き者あり  
 うし其次ハ令石凝姥神鑄ハ像之鏡初度所鑄云ハ次  
 度所鑄云ハと有る鑄字ハ然り又至于磯城瑞坂朝云

△仍令石凝姥神  
 之子鏡作  
 遠祖也

△天孫本紀に鏡速命  
十一世孫物部鏡治師  
連公鏡作連寺祖  
と有るも心と着て  
考ふ可事あり

故更(率)令齋部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏  
更鑄鏡造釵と有る文の章みて鑄鏡造釵とハ作られ  
とも其始ある石凝姥神の下天糠戸命之子鏡作遠  
祖也と云々注文有れば字よてハ鑄鏡と書て其氏  
鏡作と有るハ其鍛物にて有し事の自然に隱ろ  
ひ竟ざりける者あるを如何ハ為む且其崇神天皇御  
世(2)ハ末西戎の諸蕃より歸順ひ來ざりし以前の御  
事なれば本より銅鏡の鑄物ハ非ず神代なごる  
る鐵鏡の造物ある可ければ鑄字よてハ當昔の事  
更ハ相叶ふ所無き者あるを思ふ可くあはれ有ける

右よ云々如く造物と鑄物との差別有る事あるが造  
物とハ鍛冶の手よ成るを云ひ鑄物とハ典鑄の業よ  
成すを云稱あり新獲樂記の姓金集名石成鍛冶鑄物  
師并銀金細工也一佩小刀太刀伏突鋒釵髮刺矢尻鏑  
如寒氷様似茅葉或鍔或銜鎰鉈鉈鉈鉈鉈鉈鉈鉈鉈鉈  
針錐鑄鉄金物等以上造物或銅鍍金鍍鉈鍍鉈鍍鉈鍍鉈  
水瓶花瓶陶伽器區火舎云々以上鑄物上手也進退鐵  
動同揚州莫耶鍊沸銅應擬吳山百鍊平と見えたる是  
よて知  
○又字ハ上と承て下と起る所あれば例の如  
く故云こと云べき格あり然るを此よ又云こと云時  
ハ上と下と別々の事と成て其意を得る所あはれ多  
在るを然程の事を記者の知せ給はざると云ふ理の  
無き事なれば猶熟思ふよ右より云ふが如く此よ  
造奉れるハ四矛と四像之鏡と二種よあはれ有ければ

合訣は牡鹿也と有

此は作日矛と云ひ下は奉造之神と云て各一を奉て  
一を略くれたるを考ふ思ふに作日矛又日像之鏡を作る  
と云意を置れたる字ありしむらし然れども私記釈紀は  
此以上者欲造其矛之議也又全削真名鹿  
之皮云々此以上者正奉造其矛之作法也と云説有れ  
バ又字甚穩當ありざるあり故姑く此礼と訓て  
追て善本の出むを待つ者あり  
之神と為同矛非各別者何可加又字哉と云汝法有り  
古事事ふれバ容易く改む可なりと雖も又と有て  
ハ物の上は今一事の有義ありバ如何あり又右の  
又字は就て日矛と奉造之神とを非各別者と云ふハ  
甚粗ろろふ  
○真名鹿古事記の此段は内按天香山

之天波加真男鹿之肩按而と云事ハ有と真名鹿と  
云の例ハ此と紀国造系譜より同文ありて全削真名鹿  
之皮云々と有の又釋より引る龜兆傳より天香  
山白真名鹿一説云白とり云事見えたり言義ハ私記  
は真名是褒美之例也欲示凡鹿異故云真名鹿耳猶如  
天真名井之類也と有り然れども天真名井ハ傳十五  
而九十と云るが如く真淳名井の義ありバ此例ハ  
取難きを傳九九丁に註る男子を真名子と云ひ女児  
を催馬樂我門ハ未名年須女と云る此等ハ嫡妻の腹  
より出来れると就て云称ふれば其も真名鹿の例ハ

非ず又真男鹿の義うと思ふは彼ハ真牡鹿の謂ふれ  
ハ其意とも聞えざるあり故考るは上古ハ猪鹿を  
も苞並み奉りし事も有し故ハ傳十四六十八丁より  
一ハ猪をも猪名と云ハ猪菜の義鹿を真名鹿と  
云ハ真菜鹿の義よて菜ハ食ハ添て食ふ物あり  
惣称ふる中ハ古事記天御饗段ハ天之真名咋と云事  
の有ハ魚の事ふるが打任せて帝ハ食ハ添ハ物ハ菜  
蔬あり故ハ然ハ種類を那ナと云ハ魚ハ其那の最好物  
ありを以て此を真那と云あり和名抄厨膳具ハ廻  
和名未奈以太と有り真菜を為ハ板と云事あり又下

学集ハ生膾ナガ箸と云字の出たるも皆右ハ同じき義ふ  
る者あり然れども神宮の忌詞ツタヒハ菌ツタヒと有ハ如く其を  
食ハ事を天照太神の甚く悪ませ給ふ所ふれハ此時  
天上ハ食ハ物あり故ハ真名鹿の称有ハ非ず因土  
よてハ帝ハ食たりし其後の称を始ハ及不して  
然ハ云事とぞ所思えたる若然ハ義ふるハハ真男  
鹿ハ有將欲ハハ所あり者  
あり此真名鹿の称を此ハ及不せるハ古語拾遺ハ鏡  
を造ハ事ハ鑄と云ハ同例あり猶上世肉食ハ辨の  
委ハ事ハ傳十四卷六十四丁ハ○全剥此ハ字都播  
り八十二丁ハよて論め云たり  
伎ハ古事記女名毘古那神段ハ内剥鵝皮剥と有ハ同  
ハ事あり其石屋戸段ハ内剥天香山之真男鹿之肩剥

而と有る内も同じ事あるを記傳八三十丁ノ内ハ借字  
 りて書紀ノ全（剥此ニ宇都播伎と有る全）と有ると同じ俗ノ圓（ウツロ）と云意あり全（こ）  
 骨と技（全）皮を剥げバ中（ウツロ）の空虚（ウツロ）に成る意ありて宇  
 都とハ云あり」と云ル又常陸風土記ノ造立機殿初織  
 之其所織之服自成衣裳更無裁縫謂之内幡と有る全（ウツロ）  
 織（ウツロ）の義ありて織（ウツロ）たる任ありて自衣裳と成りて裁縫する  
 及バざりし故（ウツロ）圓織（ウツロ）の義と見て寔は相協へる者  
 あり剥（ウツロ）の義ハ傳十九（八十）丁（ノ）云り纂疏より全剥謂剥ハ  
ハ信は然る脚事あり人の屋中を早知と云ふ事の有る  
るおども外を圍いて中の空虚ある所は任む意あり  
可く○天羽翰ハ私記（ウツロ）今代鍛師所用吹皮者也既採

金銅以作（ウツロ）刀故用吹皮耳謂之羽者以其扇風相似鳥  
 之羽翼故也と有る吹皮の說ハ纂疏より羽翰韋囊也  
 羽有氣而生風故也今俗曰吹皮と有る是あり金銅の  
 說ハ當時金銅を以て鏡を鑄る事を思へるありて例の  
 僻事あり且刀（ウツロ）刀（ウツロ）ハ戈鉞の類あり此を作るは金銅を  
 用ふる事やハ有るも又謂之羽者以其扇風相似鳥之  
 羽翼故也と云るも信ひ難し文ハ全剥真名鹿之皮以  
 作天羽翰と有る皮と羽と相照應（ウツロ）したる文ありて心  
 を着て考るは皮ハ毛羽（ウツロ）と云事ありて其羽と云事ハ傳  
 十九（八十）丁（ノ）云るが如く古語拾遺ハ衣服謂之白羽と

とも有て惣てハ人ハ更ハ衣服もハ云ず衣鳥獸の身を纏ふ  
皮も彼ガ衣服あれバ同ドク羽とハ云事あり又古事  
記八十神段ニ於是到氣多之前時裸菟伏也略中爾其隨  
隨乾其身皮悉風見吹折故略中即伏最端和迹捕我悉剥  
我衣服と有、此を以て彼ガ皮ハ人の衣服ニ同じと  
を知べきあり斯ハ獸ハ毛津物の謂あるニ毛鹿毛  
柔と云ハ獸をも鳥をも押並て云稱と成て鳥の羽  
をもと云れば獸皮をも通ハして羽と云事の何と  
ハ無さざらむ此を以て天羽翰の羽ハ真名鹿之皮の  
皮ある事上下相應照せて曉照可き者ありらし  
但鳥とハ羽族

と云ハ獸ハ毛群と云て其類異ある物あるニ合せて  
一ニ云ハ事ハ如何と思ふハ人ハ有ありども已  
人の衣服を羽と云ハ人ハ右の羽族毛群ありぬを  
以て其言の本を思ふ可き者あるなり又皮ハ毛羽  
の義ある上ハ猶又此の羽翰ハ右の如く吹皮と云物  
あるを其製已ニ全剥真名鹿之皮而作と有ニ中程其  
皮を用ふ事ハ止ぬハ後ハ又皮を用ふ古制  
復たると云事も聞えず上古以来同ト物あるを以  
ても羽翰ハ皮翰と云事ありて此を倒ハ交されバ吹皮  
と云事あるを以ても皮と羽と相通ハるニ古言  
るをも知べき者あり然れば右の相ハ似鳥之羽異の  
説ハ文を照一見ハさる鹿説と云者ありらし儲和名抄



△下の像字有る  
本も有けるや神  
名帳頭注より本紀  
云々引るは奉造  
之神(字)像と見え  
り諸本共像字ハ  
無きふが

鍛治具は鞆韋囊吹火也漢語抄云鞆袋布岐加波野王  
案鞆所以吹治火令熾之囊也と見えたる是あり口訣  
よも羽鞆ヲカ也踏云踏鞆と有る其ハ同具ハ日本紀私  
記云踏鞆太々良と有る是あり即韋囊を作り風を入  
れて細き穴より吹出して火を熾す具あるあり古今集奉  
上ハ木傳へバ已ガ羽吹ハ散る花を誰ハ負せて許在  
啼りむと詠ハ羽吹ハ羽鞆ハ言相同トけれども別ハ  
る義ありて万葉ニ卷ハ朝羽振風社依米夕羽振浪社來  
縁と有る羽振ハ同トハ者ふれハ此を以て思混ふ  
事勿○用此奉造之神の神字ハ古訓美加多(美加多)口訣  
ハ神訓美佳多と有ハ古くより然訓來る習有る事と  
見えり此ハ上ハ宜圖造彼神之象而奉招待也と有

ハ相應へたる文ある事已ハ上四十丁云るが如ハ故  
右ハ引る上文ハ古語拾遺ハ爰思兼神深思遠慮議曰  
中仍令石凝姥神天孫戸命之子取天香山銅以鑄日像  
之鏡と有る當り此ハ如此有ハ其下ハ於思後思兼神  
議令石凝姥神鑄日像之鏡初度所鑄ハ不合意是紀伊  
也神次度所鑄其状美麗是伊勢と有る當れるが此ハ  
其初度の事ハ有て次度の事ハ全ハ略れたりし  
者あり借此ハ用此奉造之神と有ハ日矛と日像之鏡  
とを造奉れる事あると上文ハ日矛の旁を云て鏡  
を省る此ハ日像之鏡のこを載せて矛を書き入れず

文を互ひよ為て其両方を知りむる古文の格ある者  
あり又拾遺より右の初度と次度と小鏡を作奉れる  
書し漏れたるハ委しきハ似たり日矛の御事を  
ハ其鏡は属たる者あるが故に傳へ漏せよころハ  
有つ備此より神の御象と為て造奉りれし鏡合せて  
三面ある其中は初度は仕奉れるハ二面よりして次度  
は仕奉れるあり伊勢の御一面は御在り坐しける  
其ハ傳十九二百八十三丁引ハ大倭本記ハ天皇(天降)之始  
天降来之時共副護齋鏡三面子鈴一合也と有る本注  
ハ一鏡者天照太神之御靈名天懸太神也今伊勢国磯  
宮崇敬拜太神也一鏡者天照太神之前御靈名國懸太

神今紀伊国名草宮崇敬拜太神也一鏡及子鈴者天皇  
御食津神朝夕之食向夜護日護齋奉大神今卷向穴師  
社宮所坐拜奉大神也と所見たるを歎よ引ハ天徳御  
記ハ天徳四年九月二十四日鑿求温明殿所納之神靈  
鏡并大刀契等申時重光朝臣来申云瓦上在鏡一面其  
鏡徑八寸許頭雖有小瑕專無損円規并蒂等甚分明見  
之者無不驚感廿五日又求得燒損鏡一面外記ハ曰威  
所三所一鏡件即鏡雖有猛火上而一所員形無破損  
許一鏡已漏損破損紀と有る備右の大倭本記ハ  
其本鏡を云ひ此ハ畏所ハ御在り坐す其御模造の御

鏡の御事を申せるあるが共々三面の御在り坐す御  
事り相合へるを今右の二書を合せて云ひし御記の  
一所鏡即云伊勢御神と有ハ正書は調り八咫鏡の  
御事より大倭本記は一鏡者天照太神之御靈名天  
懸太神と見えたる是より拾遺は次度所鑄其状美麗  
是伊勢と有ハ相當れり次は一所員形と有ハ員ハ圓  
太神也と有ハ相當れり次は二所眞形無破損長六寸許と  
有て此は眞形と云ハ其ハ正書は調り眞經津鏡の  
御事より右の大倭本記は調り一鏡云ハ者天皇御  
食津神朝夕之食向夜護日護齋奉大神と云ハ是より

伊勢外宮の御正体と成り給へる事已は傳十九百  
八下は云ハ如く次は一所鏡紀伊國御神と有ハ即  
大倭本記は一鏡者天照太神之前御靈名天懸太神今  
紀伊國名草宮祭敬拜太神也と有ハ是より右の如く  
大倭本記及天徳御記共ハ齋鏡三面と云事の打合  
を以て古語拾遺は初度所鑄と有ハ必二面ありし  
御事をあひ知べりける但此大倭本記ハ明文按ハ  
擧りれたるを取れり然りと釈紀ハ引れたるハ  
ハ名天懸太神也の下は今伊勢國磯宮崇敬拜太神也  
の十二字を脱せる故ハ今紀伊國名草宮祭敬拜太神

也まてを係て一聯の文の如くある故に誰しも前も  
造奉れる二面の御鏡を指して天懸太神國懸太神と  
申奉りて即日前神社國懸神社の御と心得る事ハ彼  
宮よ一てハ月像之鏡と月矛の二も御在り坐す事を  
知ず然して其一ハ御食津神の御ありと云ふ心も着  
ざりける僻説あり実ハ伊勢の御在り坐す御霊の  
御名を天懸太神と称奉れるも對して紀伊の坐す方  
の前御霊をしも國懸太神と號奉れる事右の如き明  
證有て甚堪ある者あるハや但上よ引る紀國造系譜  
造の像鏡即日前太神也と云れハ月矛別号國懸太神又  
神と申す御名御在り坐せハ日前神社ハ天懸太神も

と申すもて渡らせ給へるが如し然れども月矛ハ唯  
の矛あるを月像之鏡を附たりし所縁を以て月矛と  
物も渡らせ給へるを下十丁ハ二物共ハ相離れぬ  
よてハ今の如く二社ありども本ハ兩社を合せてハ  
前と申す地名を以て稱し又國懸太神と云ふ神号を  
以て申す一と後ハ鏡と矛とを二社に分けられたる  
故に御鏡の方ハ地名を申し御社の方ハ神号を  
以て唱分たる事無し猶此時の御有状を熟思ふも傳  
十九二五ハ註せしが如く右の御食津神の御も就  
て倭姫命世記ハ豊受皇大神一座と有て下ハ御靈形  
真經津鏡座圓鏡也神代三面内也と有ハ右の大倭本  
記天徳御紀等ハ謂ゆる三面の其一ある事之も更なる  
が又其三面の事ハ就て異説あるも有ける其ハ御鎮

座本記は真經津室三面鑄表故鏡作神名号天鏡命其  
縁也と有て次は多賀宮の御を御形靈鏡坐在昔天鏡  
神鑄造三面真經津鏡是也一面若止由氣大神室鏡一  
面荒祭神御靈坐也と見えなれば世記は神代三面と  
有、右の伊勢紀伊の八咫鏡と御食津神の御の真經津鏡と御事を申せ  
る中より其真經津鏡と云けりも三面有て右の御食  
津神の御の外より荒祭宮多賀宮の御靈形と成れる  
二面有て有てハ五面の鏡此時は出来りし中より  
も伊勢紀伊御食津神の御ハ齋鏡として主として  
けるが故は荒祭多賀両宮の鏡ハ御模造をり留させ

給はず此は依朝姓て傳させ給ふ所齋鏡三面より即畏  
所三所と持齋れさせ御在り坐す御事ありけり古  
語拾遺は初度所鑄少不合意と有て下は是紀伊国  
前神也と有れども真經津鏡ハ猶其以前は是よても  
其よてもと竟は三面に至りしうども猶少く心よ合  
はず次はハ八頭花形は造奉れる即此の四前大神は  
坐と猶其も心足ひよハ非りけりし日矛も着て天照  
太神の前御靈として天鈿女命鉦と執持せる是あり次  
度は麗美うりつるハ即太神の御靈は御在り坐す事  
已よ云るが如し備又右の上代本記は鏡作神号天鏡

△見え傳三十一  
 周防國風土記に玉祖  
 神社祭神玉屋命  
 天鏡命と有る玉作  
 神鏡作神二柱相並  
 坐る事如此二證

命と有る甚愛を傳<sup>共</sup>めて此を以て石凝姥神の亦名  
 ある事り知るれ又荒祭多賀宮の御り其天鏡神の  
 造奉りし由り知るれて右等の出自り甚明るる事  
 りの上元享元年十月十二月高宮假殿日記よ今  
 度御体奉戴一人八十一面却鏡四合四人也而去五月  
 却出現之時天鏡以下八十一面皆四合取入之間今度  
 悉被改御座云々と有る此多賀宮の御を天鏡と申す  
 證あり又幣純五端之内一端は御形御被云々今一端  
 若天鏡奉饗之間所殘三端也と有る此よてハ御体と  
 天鏡と別あるが如くあれども一ハ御被と一ハ御

饗と成せし由りて純の用ひ所の異なるあり然天鏡  
 と称れしを以ても天鏡命の此時は天上よて仕奉れ  
 る事はずハ何れの時は出来坐りとるハ為む<sup>但神世</sup>  
 後の第二一書に国常之尊生天鏡尊天鏡尊生天萬尊  
 云いと見えたる天鏡尊とハ異なり其天鏡尊と申す  
 ハ可美葦牙彦舅尊と御在坐りしと思ふ由り有て  
 傳五卷三十八丁よ云り此は天鏡神と申すハ天上よ  
 て始て鏡を作しし由り却各ふるが上よ鏡作神名  
 と見えたるハ石凝姥命より外よ當て心得る外無  
 り<sup>者</sup>故其の像之鏡二面ある中よ伊勢よ坐を天懸  
 太神と申し紀伊よ坐を国懸太神と申奉るを神名式  
 よ同懸の訓を久延加し須と有り其加し須ハ為<sup>ス</sup>光よ  
 て此石屋隱の却事を尔高天原皆晴葦原中国悉闇周

此而常夜往也（又其招出）と見え（又其招出）所は故天照  
太御神出坐之時高天原及葦原中国自得照明と見え  
たる此意もて天を為光国（スカタカ）と為炫（スカタカ）と云意を以て称奉  
れの御名あり然称奉れり所以ハ思兼神の招奉れり  
事を謀らし中ハ殊ハ此御像ハ一も專要と有る物  
ありが的當（ハタ）して其驗有て磐戸を出させ御在り坐て  
天地の内ハ照炫やうせ御在り坐り其義を以て  
号奉れりもて此ハ日神の大御名ハ御在り坐り右  
の二面の大御鏡ハ然負せ奉れりあり備加（カ）ハ明（ア）  
の義ありりもて傳九（三十三）火神軻遇突智命の下ハ云

るが如く古事記ハ其亦名を火之炫（ヒノヒ）毘古神とも見え  
て此の軻遇と其炫（ヒノヒ）と同一く又若櫻官段ハ其火猶炳  
と有て大御歌ハ迦藝漏肥（カ）能毛由流伊幣牟良と詠せ  
給へりも迦藝漏肥ハ炫（カ）有火（コ）あり又此の天孫降臨章  
ハ星神香（カ）背男（カ）と有り炫襲男（カ）の義と聞え記傳八二  
下ハ鏡の名義ハ炫見ありと云れ又出雲風土記ハ島  
根郡加賀郷略爾岩屋哉詔金弓以射時光（ヒカリ）加（ヤ）明也故  
云加（カ）こと有るも加（カ）の據あり又天孫降臨章ハ螢火（ホタル）  
光神（カ）と有る共同ハ事と神賀詞ハ夜波（ヒ）如火（カ）光神  
在利と見え又同章第一一書ハ眼如ハ咫鏡而絶然似（テリカ）

赤酸醬と有るを光字を加賀夜久と訓る是なり此等  
 三一書より是時天手カ雄神則引開之者四神之光満  
 於六合とも有る如くおれば其天地は照炫やうせ御  
 在り坐り由を以て祝祢へ奉りて天懸太神因懸太神  
 とハ號け奉れる者ありけり然れば懸字ハ加須の  
 言ハ借て書る者あり備  
 此如くの言ハ加賀と濁りて常ハ云事おれども古ハ  
 ハ清て唱へたり一者と見ゆ天武天皇朱鳥元年御紀  
 居紀伊國因懸神と有るハ傍ハ私記と書て加良久  
 近加良能迦微と有れども義理明らざるあり  
 叙秘訓ハ懸を縣と作りて加流と訓るハ鏡と物  
 取懸ハ義ハ思成した。誤訓あり有れば據り難く  
 有る。○是即紀伊國所坐日前神也と有ハ此時は仕  
 奉れる四矛と日像之鏡と二種神宝の御所在を註し

奉れる所あり右の神寶二種と申す中より此の主意  
 を四神の御象を造奉る神議より有ければ日像之鏡  
 を先より四矛ハ其鏡を著る料あり一故ハ次より立て  
 昔ハ此二種を合せて日前太神ヒシクテとも因懸太神とも稱  
 奉りて其鎮り御在り坐す宮殿ハ二所並び御在り坐  
 けめども本ハ同社の御會釈ありけし事此ハ四矛と  
 日像之鏡との所在を申すあるは右の如く紀伊國所  
 坐日前神前也と書とれ又右の細書より引る天武天皇御紀  
 には奉幣於居紀伊國因懸神と有て各一神の御名を  
 出されたるハ両社を合せて日前神とも因懸神とも



申奉れり御事ありが爲あり持統天皇<sup>六</sup>四年御紀四月  
遣使者奉幣於四所伊勢大倭住吉紀伊大神告以新  
宮と見え同年十二月は遣大夫等奉新羅調於五社伊  
勢住吉紀伊大倭菟名足とも有て紀伊大神と申せり  
も其兩社を合せて申奉れり然るは紀國造系譜  
作<sup>二</sup>矛則号國懸太神又造<sup>一</sup>像鏡即日前太神也と有  
る事あれども右ハ式文の如く兩社に分るれたる後  
の状を註せるもて大倭本記は天照太神の伊勢の御  
と天懸太神と稱奉れり並べて一鏡者天照太神之  
前御靈名國懸太神今紀伊國名草宮祭敬拜太神也と

見えたる此を以て四像之鏡は國懸太神と申す御名  
御在り坐て四矛は元ハ然る御名の御在り坐ざりけ  
る御事を明くむ可し然るは四像之鏡は地名を以て  
日前神社と申し四矛は其鏡の神(細)名と稱へて國懸  
神社と申せるを以て四矛ハ其四像之鏡は屬たりし  
物もて元ハ<sup>其二を摺て</sup>共は國懸太神と合せ稱奉りて天照太神<sup>共</sup>  
の前御靈はあむ御在り坐ける社家傳記は日前國懸  
兩太神者天照太神之前御靈而神明之長上也と云る  
も其二種を合せて前御靈は御在り坐る傳りあむ聞  
えたりけり  
又其家記より日前太神と稱し奉る御靈  
代ハ御鏡國懸太神と稱し奉る御靈代ハ

日矛は坐て共々天照太神の前御霊は坐あり云しと  
云て何れは傳ふも中古以来両社に別れさせ給へ  
る後の状のこを云ふは右に引る又其前御霊と  
御紀大倭本記の趣は合難き者あり  
申し奉る言義ハ伊勢の御を次度は造奉れり對へ  
て初度は造成一奉れり謂とハ誰も思ふ事なれども  
己は拾遺は初度所鑄女不合意と有て彼五百箇真坂  
樹より取懸ざり一御鏡は何てハ日神の御霊の依  
りせさせ御在り坐む然るを前御霊として崇奉れり  
御事ハ如何よと云ふ正書は天鈿女命手持茅纏之稍  
立於天石窟之前巧作俳優略顯神明之憑談と見え  
たる其削茅纏之稍即日矛あり由己は上六丁より

其顯神明之憑談ハ傳十九四百二十なるが如く天鈿  
女命其稍を以て俳優して日神の大御心を取奉りれ  
けるは其大御霊早く託言為させ御在り坐て己は出  
させ給ふ可き由の神懸ふむ御在り坐て共ハ彼ハ咫  
鏡を示奉れりよりハ以前の事より有ければ其時の  
御霊実の義を以て其日矛と其鋒端は付たる鏡とを  
合せて前御霊とハ申奉る御事とぞ思ハる此意を  
ざれば前御霊と申す義何の事とも聞えざるを如何  
よと云ふ為む又次度のハ咫鏡ハ打任せたる天照太神  
の御霊ある其は對へ奉りて然れ奉れりよても女縁  
の所由は御在り坐ざるを共ハ不合意と云はく用ひ  
も為ざる物ありむハ前御霊とハ故是の日前神ハ  
申奉る可き謂れは非るを思ふ可し

風雅集の紀俊文朝臣名草山取や賢木の畫も為す神  
 態態筆筆の久麻の宮と有る依て記傳に引れたるは  
 比能久麻と訓れたるは後か可し舊訓比能麻閉と  
 有れども前ハ目方マカ後ウシロの裏後ある對ふれば叶ハ  
 ず又私記に尙奉祢前神其義如何答師説云前後度  
 所鑄の像之鏡也故有日前之号耳と有る前度云ハ  
 拾遺の文ふれば前ハ佐伎と訓ひあるもや和名抄卿  
 名も名草郡の前神戸と有る比佐伎と訓し今俗云  
 所も右も同ドクワつれば右も先度と云ひ大倭本  
 記ふども前サキノミタマ御靈と有れば其義も通ひ聞ゆれども

然る古言ハ有るまあり但日前の字ハ其意を用ひ  
 て書れたる者あるが前を久麻と訓ひ例ハ和名抄卿  
 名も大和国高市郡檜前比乃久末但馬国氣多郡樂前佐乃久  
 萬と有る是あり前と久麻と訓ひ言義詳ふらずと雖  
 其其也御紀に檜隈と作る隈字の意ある可し隈とハ物其の  
 前マヘに在て物と隠す義の言あるも檜の生えて隈  
 一を所を檜前と云ひ篠の生えて隈一を所を樂  
 前と云りと聞ゆ此よて前字を久麻と訓ひ義を取て  
 考るは此あるハ咫鏡の御事と古事記も尔天字受賣  
 益汝命而貴神坐故歡喜咲樂如此言之間天兒屋命布

此ハ比能久麻ノ宮ト有ル依テ記傳ニ引レタ  
 然レドモ前ハ目方後ノ裏後アル對フれば叶  
 ズ又私記ニ尙奉祢前神其義如何答師説云  
 前後度所鑄ノ像之鏡也故有日前之号耳ト有  
 ル前度云ハ拾遺ノ文フれば前ハ佐伎ト訓ヒ  
 有ル比佐伎ト訓シ今俗云所も右も同ドクワ  
 ツれば右も先度ト云ヒ大倭本記ふども前御  
 靈ト有れば其義も通ヒ聞ユれども

刀玉命指出其鏡示奉天照太御神之時天照太御神逾  
 思奇而稱自戸出而臨坐之と見えたり其時は此天鈿  
 女命の持給へる四矛の鋒ある鏡をり合せて共々臨  
 見させ給ふ可ければ其御影の移るりせ御在り坐け  
 る故は国懸太神とも稱奉りて其八咫鏡の天懸太神  
 は亞て齋奉る事と成つらむと所思りければ其一速  
 く四神の御影の移れる由を以て其鏡は限成せし義  
 を以て此御鏡は限りて四前太神と稱奉れる御名の  
 御在り坐けるある可し其は何れの書より所見ざる  
 事あれども此許の事ハ傳無しとして事實は合せ思ハ

ずハ有べりしず備限と影と相對へ云る例ハ古今集  
 大歌所御歌の晝目歌サノクニヒシマカハは樂前檜隈川は駒留て暫時水  
 飼へ影とだよ見むと有り檜隈の地名を四の隈よ云  
 係て其移る影を見奉りてむと云るよて檜隈は常は  
 四影一は兼女を天の要尊の奇せたりを見地を由の趣向あるをり及不して右の  
 四前の四影あるを思合す可くふむ有けり但右の  
 句頭昭本よハ余所みだみ現むと有ハ方葉よ依れり歌の結  
 あり可し其密勤よ古今樂前の歌ハ兼和太常會の歌  
 あり教長卿申されけりハ此歌ハ神樂の晝目歌と有  
 り太常會よ米を敷るとして謡ハる歌ふり戀歌よ詠り  
 今按よ四要神ハ四神あり四本紀よ天照大御要貴と  
 有ハ天照太神ふり又大常會よハ綿春歌としてハ女  
 謡小歌こし侍れ米敷る歌聞サ晝目と云よ就て米敷  
 り歌と釋せられたる尤不審ふりと云るハ然る言

△本國神名帳より  
大神宮國懸大神宮  
と有る是なり

あり鎮魂祭式も春稻歎五以後宮炊五以韓竈と云事有れ  
いし歎女と云事未聞五其上傳十九卷三百八十九  
下引神樂次第五其取物九種の事竟て次五前張  
有て終五次朝倉畫目取物音同次引立五次神舉取  
物如振五と有と朝倉畫目ハ神樂の以前五在五事五て  
其朝倉ハ神の還五給五由五と歌五ひ畫目ハ共御名残  
惜五て奉五意五故五本五如何許五宜五態五為五て五天照す  
ハ要五の神を暫時留め五未五何五處五み五駒五を繫五が五朝  
子五ハ重刺す五玉五籙五の上五と有五て五下五内侍所遊  
之五と註五れ五右五の畫目歌五ハ顯五昭五説五の如五く五神の御  
事五あり然五れ五バ五古今集の畫目歌五も右五の二首の意味五  
相同五ト五を以五ても内侍所の神舉歌五あり事五を知五べし  
共然五る五上五ハ五前の謂五は思五合五さ五神名式五も紀伊國名草  
可五事五の何五と五無五さ五む五神名式五も紀伊國名草  
郡川前神社 名神大月次 相嘗新嘗 國懸神社 名神大月次 相嘗新嘗 有て  
三所五並五び五立五せ五御在五一五坐五り五御靈實五ハ上五引五が如  
く五系講五作五日五牙五則五号五國懸五太神五又五造五日五像鏡五即五日五前五太

神也と見え社家説も川前宮鏡相殿 左石凝姥命 國懸  
宮相殿 左天鈿女命 右思兼命 國懸  
右玉屋命 各草郎秋月村西祝祭之と云り  
又同社七瀬大祓又宮堰水祭の事と云る右兩川神  
幸川前國御靈代神枝懸鏡附木綿 國懸宮御靈代梓也と  
有り其御靈形の日像之鏡又日矛御在一坐二擬ハ  
て行幸成一奉二御事と所見たり 借日前宮の相殿二  
石凝姥命思兼命御在一坐ハ此一書も思兼神云者有  
思慮之智乃思而白日宜圖造彼神之象而奉招禱也故  
即以石凝姥為治工云云と云事の有る由縁て其日  
像之鏡の御許二陪一後二ひ奉一り二給一へ二あり又國懸宮

の相殿は天鈿女命玉屋命の御在り坐す御事ハ此日  
牙ハ正書ハ茅纏之禊と云ひ古語拾遺ハ著鐸之牙  
と有て天鈿女命の採物にして神明之憑談の御事御  
在り坐けり故事の有れば必侍らひ給ふ可也御事不  
り然るハ玉屋命の御在り坐ハ彼天瓊戈と云迄ハ  
非ずとも牙ハ玉を饒れる物よて有けむと共所  
ハ齋れさせ給ふあり可し然るハ右の思兼神ハ即天  
兒屋命ハ御在り坐せハ凡て五部神と兩宮ハ支別て  
祀らせ給へるありむハ太玉命ハ必御在り坐つ可  
らむむを其事の無きを以ても玉屋命を祀祭れるハ

就ても得去まらず故由無らじやハ曆應三年国造家  
歎状ハ前国懸兩宮者天照太神之前靈也和光早ト  
南海之月崇敬年舊尊貌亦留北闕之雲靈驗ハ新と有  
る尊貌亦留北闕之雲とハ恐所ハ天照太神御食津神  
と共に此日前御神の御在り坐す事を申せるあり右  
の如く天照太神の前御靈ハ御在り坐て伊勢神宮ハ  
亞てハ尊く高き太御神ハ渡らせ給へるが故ハ余社  
の並ハ神階等を奉らせ給へる處方ハ聞え給ハざる  
あり例を以て申さバ宮號を進らせりれて日前神宮  
国懸神宮と稱奉らせ給ハ將欲ハ事を當宮と熱田神

社との御事よ就てハ猶不足ぬころ是ありけの其村名を  
秋月村と云ふ秋も明りけり事よて右の神鏡よ由有  
る事よや若然も有るはハ明齋村の略也よりや  
和名枚即名よ國懸と有ハ若くハ二字を脱せよりて  
國懸神戸ありよや月前神戸と云り有よ擬しへて思  
ふ可く故此二種神靈の天降来坐て此に鎮定し給  
へる所由ハ紀國造系譜よ天照太神出天石窟之後天  
神勅于天道根命神皇產靈尊子曰今石凝姥命所鑄之月像鏡  
月矛為天照太神之前靈也今託汝命而專令齋祭焉皇  
孫天津彦火瓊杵尊為豐葦原中國之主君天降之時  
天照太神授月像鏡月矛而此二種神宝為吾之前靈威  
既高矣德亦大矣而不異于嚮之三種神宝此亦別作殿

起床奉安置而可為齋鏡齋矛於皇孫受慇懃之神勅  
以月像鏡月矛命天道根命祝祭之ハ天磐戸を出させ給ふ即見えたる天道根  
命とて持齋の給へるを其後皇御孫尊と天降し  
奉らせ給へる時三種神宝よ副て事依一奉らせ給  
へるありけり其所の文社家傳記よハ天神授三種神  
宝及種々神宝之時同授此二種之神宝也故皇孫與三  
種之神宝共持此二種之神宝而降於日向襲之高千穗  
峯與向床共殿為齋鏡以為齋矛是也と有る是よて甚  
能聞えたり此もて日向宮よ天下所知者一皇御孫尊  
等三御代の御有状あり但大倭本記よハ齋鏡三面子  
鏡一合也と有る此よハ其月

前の御をのこ齋鏡と擧た事よハ有れども已も天  
孫降臨章弟二一書ハ右の三種神宝の中ハ八咫  
鏡と指て日神の齋鏡と詔給ひ次ハ今一鏡御食津神  
の御あつし此外ハ有べりざれども右ハ鏡御瓊  
の三と合せて三種神宝と區別ち又此の日像鏡ハ  
二種神宝と定させ給へるれ共ハ右の三種神  
宝と云中よて有べり然れども齋鏡三面と擧て  
鏡の事のこを云時ハ天懸太神同懸太神御食津神  
の三よ成又其系譜ハ神日本磐余彦天皇東征之時勅  
天道根命曰汝命奉戴日像鏡日矛求美宮地奉令鎮座  
奉護宝祚焉對曰諾於是天皇發高千穗宮乘於皇舟而  
後筑紫經諸國而遂到于摂津國難波之碕天道根命亦  
奉戴彼日像鏡日矛乘於船經邦國之浦々著當國加太  
浦移木本御少岡留休焉又乘於船而到于毛見御舟着

浦爰御南有山山南有海々中有嶋山山中有靈岩岩山  
起行宮而奉安置彼二種神宝常奉祈天皇擊凶虜平天  
下宝祚之長久矣天皇自茅渟山城水門到當國竈山是  
時道根命奉<sup>聞</sup>天皇到于竈山而則行之奉觀天皇問曰  
覓美宮地令鎮座彼二種神宝否天道根命對以事之本  
末曰任意遊之故天皇行而見之實美地也仍勅于天道  
根命朕今征群虜所以安國家專可頼彼二種神宝之威  
德汝慎而莫懈其祈禱矣對曰唯々天皇到熊野幸于大  
和國菟田下縣遂繫殺長髓彦矣退後天皇定諸將之功  
行賞之時召天道根命而詔曰朕今也平諸虜海内無事



汝深厚敬祭彼兩神致慇懃之祈禱也因茲披拂山林經  
營宮室恭臨宣位之重於是推察汝之忠功廣大於天地  
深闊於滄溟此故今以紀伊國授與于汝則定任于國造  
以為姓氏永傳于子孫而猶能奉仕于兩太神弥恢  
弘神業益奉護室祚矣天道根命恭蒙天皇丁寧之勅命  
而歸來焉是後迴望國內之時娶國神之女地道女命令  
生比古麻命如吾令奉仕于兩太神也猶巨細之事詳于  
當宮之緣起也天道根命後神皇產靈尊之時至神武天  
皇之御宇在世也長壽之神也有ハ其東征の初より  
名草宮之鎮坐一め奉る迄の文よて彼氏文の傳ふ

古説是あり然るよ上より引る如く大倭本記に謂ゆ  
る齋鏡三面と有ハ伊勢と此御神と御食津神の三所  
に渡りせ給へると天徳御記日本紀略扶桑略記帝王  
編年記に右記等の載る所何れも威所三所の事よ於  
て違説無れハ古語拾遺崇神天皇段に漸畏威同殿不  
安故更令齋部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏更  
鑄鏡造矧以為護身璽と有れハ其御時より皇太宮より  
右の月像之鏡日矛も三種神宝と共よ大坐しけるを  
其御世よ伊勢の御と共よ出し奉りし御時よ恐所  
よハ其御模造の新鏡を留めて日前御神と齋奉りせ

給ひけむを所思一とを右の系譜の如くハ神武天皇  
日向より發幸して難波の大御船泊させ御在り坐け  
る御時より天道根命を託て美宮地求を被遣たるま  
りけり然るハ其畏所を渡りせ給へる日向の御も右  
の御鏡の形体ふどの委一を傳有て其の據て彼鏡鈕  
と共に造りしめて大宮の内を祀ひ置せさせ給へり  
一御事とあむ聞えたりける記傳八卷廿七丁に此初  
三種神宝を添て後より皇御孫命へ授け賜ひしある可  
一其故ハ拾遺より玉自後と有るよりハ日向の御鏡  
鏡も其と同時より出来て後より同地を鎮坐せたり  
備御世より天皇の同御殿を坐し水垣朝に至りて  
天照太御神の御靈八咫鏡草薙劔と豊鍬入姫の寶命  
を離ち奉給ひて鎮坐せり地を求歩行給ふ時は紀國

の名單濱宮に三年の程齋奉り給ひし事倭姫命世記  
の見ゆ此時より彼より初度鏡も共々天照太御神  
の御靈を降添て齋奉りしと此名單濱宮は右の二を  
ハ留奉りて永く彼地を鎮り令坐給ひしある可し是  
日向國懸二太神ありしと之れは彼系譜に於てハ予が思  
ふ所も同じく然る事ふれども彼系譜に於てハ予が思  
記せしより後より偽造れり若し見えざれば猶共考ハ  
如何有む其天道根命の御事ハ此に云む煩ハ  
けれハ天孫降臨章第一書手置其後の事ハ神日本  
帆負神の下に云べし由有て之り  
磐余彦天皇東征之時以此種之神宝託天道根命而  
令齋祭也經國に而到于摂津國難波天道根命奉戴此  
二種之神宝到于紀伊國名單即毛見郷奉安置於琴浦  
之海底岩上至於崇神天皇(御)人皇弟御宇豊劔入姫命  
奉戴天照太神之御靈五十一年四月八日遷本國名單

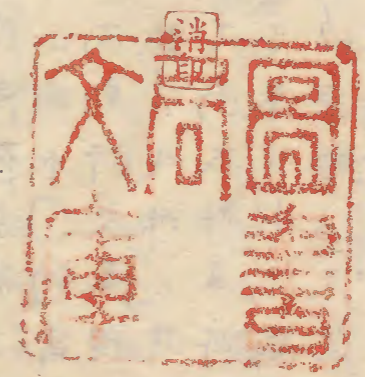
郡濱宮毛見之時、日前國懸兩太神離海底之岩上、移名  
草濱並宮而共住、同五十年、天照太神若雖遷于吉備名  
方濱宮、日前國懸兩太神若留住於名草濱宮、至于垂仁  
天皇八十一代十六年、自濱宮遷于同郡神宮、名草萬代而鎮座也  
今宮地是也、と見え、其琴浦海底岩上と有る底字  
心得ず系譜は、天道根命亦奉戴、彼の像鏡、口矛乘于  
船、經邦國之浦、着當國加太浦、移于本本郷而女間留  
休馬、又乘于船而到于毛見郷、舟着琴浦爰郷南有山、山  
南有海、海中有嶋山、山中有靈岩、岩山起行宮而奉安置  
彼二種神皇と有るを合せ考ふ、海底ハ海中の意也

可し其崇神天皇五十一年の事ハ倭姫命世記ハ同  
年甲戌遷木乃國奈久佐濱宮積三年之間奉齋于時紀  
國造進舍人紀麻呂地口御田と有る是あり元集ハ  
ハ此事四月八日と有て合り五十四年の事ハ世記ハ  
也遷吉備名方濱宮云々と見え家記ハ五十四年十  
一月天照太神ハ更ハ吉備國名方濱宮ハ移給ふと雖  
も兩太神ハ此地ハ留り坐しすと云り垂仁天皇十六  
年の事ハ系譜と考ふ、神皇產靈尊道根命比古麻命  
兄乃祢命久志多麻命大名草彥命と有て其下ハ垂仁  
天皇十六年兩太神以夢告于大名草命鎮座于今之名

草宮<sup>草宮</sup>地<sup>七</sup>と見えたる是あり家記より垂仁天皇十  
 六年今の萬代宮に移鎮り給ふ此時は當りて朝廷忌  
 部工匠の命して社殿を令造給ふと所見たり備上ハ  
 二より云るが如く上古ハ此兩太神を合せて日前  
 神とも國懸神とも紀伊太神とも申奉れを後より  
 像鏡を日前宮の矛と國懸宮と宮殿を並べ齋うる  
 世と成ても大倭本記系譜等より兩太神を合せて名  
 草宮と申し社記より萬代宮と稱奉れが如く此彼  
 と別たず日像鏡日矛を合せて國懸太神と號奉りて  
 伊勢太神と天懸太神と稱奉れ相並ひ對ハせ給ふ

大御名よあむ御在坐させ給ひける  
 命斯れハ天道根  
 と供奉りて美宮地を求む國巡りしハ神武天皇東  
 征<sup>四年</sup>戊午の二月よて御紀の皇師遂東船艦相接方  
 到難波之碇と有る其時の事ある可し系譜より天皇自  
 茅渚山城水門到當國竈山是時道根命奉聞天皇到  
 竈山而則行之奉觀と有る御紀の據は同年五月の事  
 あり若て此神ハ其御軍の事より仕奉り給ふ唯勅命  
 を奉て兩太神ハ祈奉り給ふの事よて後ハ熊野よて  
 部靈を奉り給ふハ高倉下命の軍事ハ預給ハぬと  
 事あり系譜より天皇定諸將之功行賞之時云ハ今以紀  
 伊國與于汝云ハ國造本紀より紀伊國造檀原朝御世  
 神皇產靈命五世孫天道根命定賜國造と有る是あり  
 此神ハ天上よて日神ハ仕奉給ひ皇御孫尊ハ陪後  
 て天降給ひ神武天皇御世より高倉下命ハ石凝姥  
 命よ似たりと雖も已は右より云る高倉下命ハ石凝姥  
 命ありと其御世よ出給ひ鏡速命ハ其御父よ坐し  
 其御世よ御在坐けふと猶斯の類ふ多に在るを  
 疑ハむ

安政四年丁巳閏五月八日始六月朔日脱稿



Faint, illegible handwritten text in seal script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

